

平成26年11月13日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田中 滋 殿

社会保障審議会介護給付費分科会 委員
(民間介護事業推進委員会 代表委員)
山際 淳

平成27年度介護報酬改定に向けた要望書

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築にあたっては、利用者の尊厳の保持と自立支援といった介護保険制度の基本理念を前提としつつ、ICFの視点に立った生活全般に関わる切れ目のないサービスの提供体制を構築していく必要があります。

また、今後さらに増大する介護需要に的確に対応するためには、社会保障制度改革の円滑な実施の推進とともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立することも極めて重要であります。

一方、介護保険制度の見直しや介護報酬の改定といった政策的誘導において、社会経済情勢を踏まえた制度改正リスクがあることは十分に承知しているところではありますが、介護事業経営の特性や実態を踏まえるべきと考えます。こうしたことがないと、経営する側からは中長期の経営見通しの不確実性につながり、大きな資本投資や人材の安定的雇用が図れないといった事態も生じかねなく、ひいては介護分野全体において大きな問題を生みかねません。

このため、民間介護事業者としては、今回、介護給付費分科会において示されたいくつかの論点に対しまして以下のとおり要望します。

なお、処遇改善、地域区分、区分支給限度基準額等については、次回以降の介護給付費分科会にて意見・要望を述べたいと考えております。

1. 通所介護サービスについて

通所介護においては、「生活機能の維持・向上の観点から、日常生活上の世話（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話）及び機能訓練を行う」ことが基本的な取組として求められているが、これからの通所介護に求められるのは、この基本的な取り組みの徹底を図ることを前提に「認知症対応機能」「重度者対応機能」「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」の充実である。

その充実を図るためには、指定基準の運営に関する基準を見直すなどにより事業所への意識付けを行うことが重要である。

また、サービスの質を担保し、利用者の在宅生活を支える役割を強化するために、デイサービスの基本的機能（利用者の生活機能の維持・向上、利用者の社会性の維持、地域の事業者や専門職との連携、家族の負担軽減）の現状の標準サービスレベル（各種基準やケアの内容・水準）を引き上げつつ、現行報酬を維持すべきである。（この標準サービスレベルを満たしていない事業所については、減算とすべきである。）

また、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するための利用者と家族のレスパイトケアも単なる預かり機能ではなく、利用者の自立支援を基本に家族に対して利用者の状態・状況を共有する事、また利用者の状態の維持・向上に寄与している事などから、地域包括ケアシステムの下での在宅介護の維持・継続を前提として、これを機能的に支えるという視点から、介護報酬上の適切な評価を要望する。

2. 居宅サービスについて

(1) 地域密着型サービスの推進

平成 25 年 12 月に取り纏められた介護保険部会「意見書」においても、「在宅の限界点を高めるためには、訪問介護、通所介護、訪問看護等の普及に加え、医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護高齢者等でも在宅で生活できるように平成 24 年度に創設された定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスといった新サービスや、小規模多機能型居宅介護などの更なる普及促進を図っていく必要がある」とされているところであり、報酬上においても、これをしっかり踏まえる必要がある。

・同一建物居住者へのサービス提供について

地域密着型サービスにおいて、おしなべて同一建物居住者へのサービス提供に関して減算が取り上げられているが、現行でも集合住宅へのサービス提供に関して既に減算が適用されているところであり、地域密着型サービス全般に、サービスの普及、事業の安定化が図れていない現状の中では抑制要因になりうるため、更なる減算は導入しないで頂きたい。

(2) 訪問介護

・20分未満の身体介護の見直しについて

定期巡回・随時対応サービスの普及と合わせ、1日複数回サービスを提供する選択肢の1つとして「20分未満の身体介護」は、在宅において、独居や重度者であっても、排せつやその方にあった身体ケアを提供することで、生活のリズムを整えることにつながったとの報告がある（第111回給付費分科会 資料1訪問介護 現状③より）

そのことを踏まえ、短時間巡回するサービスは効率的、かつ、効果があることから、定

期巡回・随時対応サービスを増やしていくためにも、「第 111 回給付費分科会資料 1 訪問介護」における論点 1 への対応について下記の通り見直しを要望する。

- ①「夜間・深夜・早朝時間帯について、日中時間帯と同様に、要介護 3 以上であって一定の要件を満たす者に限り算定を認める」に関して

現在の要介護 1・2 で独居、認知症、認知・病弱夫婦等の要介護者において、夜間・深夜・早朝の 20 分未満巡回の身体介護による排泄誘導、服薬確認などのケアにて生活機能が向上し、夜間・深夜・早朝のケア人材の効率的な運用、また短時間巡回において 20 分未満で効果的なケアが実施されている。そこに要件変更がなされると、その時間帯において実施される 20 分未満が、20 分以上～30 分未満のケアのケアプランへ変更することになり効率的な人材活用が阻害されること、また利用者が今まで利用していたサービスを使えなくなる利用者不利益が起こる可能性などから見直しをしないで頂きたい。

さらに、短時間巡回するサービスは効率的、かつ、効果があることから、定期巡回・随時対応サービスを増やしていくためにも、昼間においても適正なケアマネジメントに基づき、要介護 1・2 の利用を可能として頂きたい。

- ②「20 分未満の身体介護」を算定する利用者に係る 1 月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型（訪問看護サービスを行わない場合））における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする」に関して

第 111 回給付費分科会資料 1 訪問介護現状③において効果が評価されている中で、一回/月でも 20 分未満を利用すると、訪問介護利用者のケアプランは新たな枠など制約となる。真に必要な訪問介護のケアプランや重度者への 24 時間巡回ケアの効率的運用（巡回頻度、ケア時間の効率）に大きな影響を与えることから見直しをしないで頂きたい。

- ・サービス提供責任者の配置基準等の見直しについて

重度化対応や自立支援に資するサービス提供を推進するためにケアプランと訪問介護計画の連動を更に強める必要があり、サービス提供責任者の役割は重要になっている。そこで、配置基準の緩和ではなく、サービス提供責任者の業務内容を評価する加算の創設を要望する。

（3）定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」とする。）

- ・通所サービス利用時の報酬算定（減算）の見直しについて

第 101 回給付費分科会でも「定期巡回による訪問回数について、通所介護の有無による差異はみられない」と報告されており、また、本サービスの利用においては、包括報酬ゆえ、通所サービスの利用や福祉用具の利用で区分支給限度額をオーバーすることから、本

サービスの適切な利用が進まないこともあり、事業運営でも大きな阻害要因となっていることから、減算そのものを廃止されたい。

(4) 小規模多機能型居宅介護

- ・事業開始時支援加算について

サービスの普及拡大、事業の安定化を図る目的から継続を希望する。

- ・小規模多機能型居宅介護と広域型特養との併設について

併設をすることで、事業が一体化（境目がなくなる）することが懸念されることから、併設に当たっては本来の小規模多機能型居宅介護の機能が阻害されないよう留意するよう特に希望する。

- ・中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進について

利用者の散在化、過疎化（限界集落）等により、訪問・通所機能について事業経営条件が厳しいことを踏まえて、当該サービスの推進のため「中山間地域等」に対する加算の充実を要望する。

(5) 複合型サービス

- ・サービスの普及促進について

第101回給付費分科会での意見「看護職員の役割を整理し、機能分化を図っていくための検討が必要」「複合型サービスが広がらないのはシステムに課題があるのではないか」を踏まえ、我々事業者が苦慮する「看護職員の確保と質の担保」を解決する意味で、本サービスの在り方として、一体型だけでなく、定期巡回の様に連携型や委託型等の体制を導入することにより、既存の訪問看護事業者等と協働して、サービス提供につながる様にすることを要望する。

3. 施設サービスについて

- 施設サービス全般に言えることとして、基準報酬の見直しの議論において、介護事業経営実態調査での収支差が取り上げられているが、調査の実施された平成26年3月は消費税増税前の特殊月であることを考慮して適切に判断されたい。

(1) 特定施設入居者生活介護

- ・短期利用の要件緩和について

特定施設などの入居施設の空き部屋については、せっかく高額の整備費用を投じて作られた施設なので、有効利用を図ることは、今後の介護基盤の強化という点からも非常に重

要なことであり、空き部屋を活用した短期利用の要件緩和は賛成するが、但し、空き部屋の問題は、ショートステイ、定員内ショート、空き部屋利用、ベッドシェアリング等とも関連があり、空き部屋利用の制度が複雑化してきている点は全体での整理が必要であると考える。

(2) 施設系サービスの口腔・栄養

「口から食べる楽しみの支援の充実」として、施設サービスにおける経口維持加算や経口移行加算の見直しが示されているが、これについては施設のみならず、在宅の要介護者にとっても在宅生活を継続する基盤となる重要な要素で、居宅サービスにおいても同様の検討を要望する。

4. その他

- ・地域包括支援センターにおける中立性の担保について

サービス配分等についての中立性の担保から、地域包括支援センターと同一法人施設・事業所へのサービス利用などに関して、中立性が担保出来る施策の検討を要望する。